窓口に来た方			証明書交付請求書 受付№				
住所	フリガナ 必要な方との続柄		(あて生)	大南市트			
		本人・同一世帯人	(あて先) 大東市長				
	氏名	その他()	令和	年 月		時	分受付
	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和・西暦	年 月 日	電話番号を	3			
使用目的(住民票・戸籍証明の場合、記入して下さい。) □提出先() □車両登録 □運転免許 □融資 □登記 □公営住宅 □年金 □奨学金 □資格 □戸籍届出 □裁判 □パスポート □特定疾患 □会社 □相続(出生~死亡・死亡記載のみ) □出入国在留管理庁 □領事館 □引越し □その他 ()		※請求者が法人の	場合、その所	所在地、名称	、代表者氏	名を記入し	ンてくだ さ い。

どなたの何の証明書が必要ですか(別世帯の方の住民票、本人・配偶者・直系血族以外の方の戸籍証明を請求される場合は委任状が必要です。)

個人票(住所や氏名等の変更の履歴が記載された住民票、転出や死亡等により消除された住民票(除票))をお求めの場合、窓口で申し出てください。

① 住 民 票				
住所(🗆 窓口に来た方と同じ場合レ点)				
大東市				
必要な方(🗆 窓口に来た方と同じ場合レ点)				
	月 日			
下記の記載が必要な場合は夕して下さい 日本国籍の方				
□世帯主の氏名・続柄 □本籍・筆頭者名 □¬ 外国籍の方	アイナンバー			
□世帯主の氏名・続柄 □国籍等 □マイナン	//\ <u>`</u> —			
□第30条の45に規定する区分 □在留カード等の番号				
□在留資格・在留期間等・在留期間等の満了の日 住民票記載事項証明書は世帯主の氏名・続柄、本籍、国籍等、				
マイナンバーの選択のみです。 広域交付住民票は本籍・筆頭者名を記載できません。				
住 民 票 (世帯全員)	通			
住 民 票(世帯一部)	通			
除 票(転出者・死亡者等)	通			
記載事項証明(全員・一部) 通				
広域交付住民票(全員・一部) 通				
その他(改製原・不在住証明)	通			
合 計 通	円			

	2 P	耤	明		
本籍 大東市					
必要な方(□ 窓口に来た	方と同じ	易合し兄	<u>≒</u>)	
生年月日 明	治・大正・昭和・平成・	令和•西暦	年	月	\Box
筆頭者名(□ 窓口に来た	方と同じは	場合し	치)	
			1		
戸籍	全部事項(謄	(本)			通
) 本日 	個人事項(抄)本)			通
除籍	全部事項(謄	(本)			通
原戸籍	個人事項(抄)本)			通
附 票	全部・一部・廃棄 □本籍・筆頭者	-	≜人		通
記載事項証	明(出生・死	Ċ)		通
受理証	明 (出生・婚姻・	離婚)		通
身分証明	書(全項目・砧	皮産項目の)み)		通
諸部明(火葬許可証の写し・独身証明書・不在籍証明) 通					
その他(年齢証明書) 通					通
合	計	通			円

③ 印鑑登録証明							
住所(ロ 窓口に来た方と同じ場合レ点) 大東市							
必要な方	必要な方(口 窓口に来た方と同じ場合し点)						
生年月日日		習和・平成・名	計和・西暦	年		月	В
印鑑登録	印鑑登録番号					通	
	※ 印鑑登録証(カード)を 添えてご請求下さい。 円					円	
受付	作成	作成	二照	検	訒心	交	付
□ 疎明資料 □ 委仟状					М申		
□ その他 就学							
本人確認 合計							
個・免・パ・住B・特・在 障・保・運経・介・後・療 年・学・社			件				円
()			本	• =	<u> </u>	代	

【注意事項 ※偽り、その他不正な手段によって交付を受けた場合は、罰せられます。

【住民票・戸籍の交付請求について】

下記の本人確認書類のいずれかを窓口に提示してください。	注意事項
本人確認書類 1 点 自動車運転免許証	 請求の理由の記載について (ア) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合 権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票・ 戸籍・戸籍の附票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。 (イ) 国または地方公共団体の機関に提出する場合 住民票・戸籍・戸籍の附票を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出する理由も記載してください。 (ク) その他の理由で請求する場合 住民票・戸籍・戸籍の附票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。 2. 資料提供について 請求書に記載された内容から請求された理由が明らかでない場合には、資料の提出を求めることがあります。 3. 本人確認資料について 窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。(請求時点で有効なものに限ります。)
	4. 権限確認書類について 窓口に来られた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。
本人確認書類 2点 (ア) (イ)	5. 押印の要否について 交付請求書には、窓口に来られた方の署名または記名押印が必要です。
□ 国民健康保険被保険者証 □ 共済組合員証 □ 社員証 □ 健康保険被保険者証 □ 国民年金手帳 □ 船員保険被保険者証 □ 国民年金証書 □ 介護保険被保険者証 □ 厚生年金保険証書 □ 厚生年金、恩給の証書 □ 船員保険年金証書 □ 公田書 □ ○ 公田書 □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	6. 住民票の広域交付を請求される方へ 他市に住民票がある方も住民票の写し(広域交付)の請求を行うことができます。但し、本人または同一世帯である方しか行うことができません。また本籍の記載はできません。 また、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類が必要です。
□ 住民基本台帳カード(写真なし)□ 特別永住者証明書(写真なし)□ 在留カード(写真なし)□ その他(※法人が発行した資格証明書等で顔写真が添付されたもの	7. 戸籍個人事項証明書について 戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
※ 官公署が発行した資格証明書等で顔写真が添付されていないもの (ア)を2点または(ア)と(イ)を1点ずつの提示。(イ)の2点は不可。	8. 原戸籍について(改製原戸籍の略) 法令の改正により改められたため除かれた戸籍をいい、近年、本市に於いては、 平成 20 年 1 月 26 日戸籍のOA化実施により作成されています。
	9. 罰則 偽りその他不正な手段により、住民票・戸籍・戸籍の附票の交付を受けた者は、

刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。